

# 労働契約法

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

May 2008

## 速報

### 労働契約法の実施細則案が公衆の意見を募る目的で公表される

[www.bakernet.com](http://www.bakernet.com)

東京青山・青木・狛法律事務所  
ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士  
事務所(外国法共同事業)  
100-0014  
東京都千代田区永田町2丁目13-10  
ブルデンシャルタワー

#### Contact Information

Anne Hung (アン・ハン)

Tel: +81 3 5157 2710

Fax: +81 3 5157 2906

[Anne.Hung@bakernet.com](mailto:Anne.Hung@bakernet.com)

Paul A. Davis

(ポール・A・デービス)

Tel: +81 3 5157 2711

Fax: +81 3 5157 2906

[Paul.Davis@bakernet.com](mailto:Paul.Davis@bakernet.com)

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

東京青山・青木・狛法律事務所 ベッカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベッカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。

2008 Baker & McKenzie

© All rights reserved.

進行中の法案起草過程の一環として、5月8日に中国国務院は、労働契約法の実施細則案を公衆の意見を募る目的で公表しました。誰でも5月20日までにこの実施細則案に対する意見を提出することができます。実施細則案の主な条項内容は以下です:

- 労務派遣会社(例えば、FESCO)を通じて採用できる労働者の区分のより詳しい定義。「臨時」は就業期間が6ヶ月もしくは6ヶ月以内のポジションと定義されている。
- 労働者が契約の更新、または再契約の締結のないまま、契約期間が切れた後同じ会社で働き続けた場合の扱いについての説明。
- 勤務期間限定の研修に関する明確な要求基準。
- 違法性のある解雇の際の賃金、補償に関する説明。
- 2008年1月1日より前に結ばれた期間限定の契約が切れる際、退職金の増額が許されること。

全体的に見て、実施細則案は数多くの問題点を未解決で残し、内容が明確ではない印象を与えます。中国国務院に対して、懸念する点を提出するための具体的なお手伝いを私たちはすることができます。

ご参考までに、実施細則案をここに添えます。ベッカー&マッケンジーによる英語訳文を近くご提供します。